

統計作成プロセス部会の審議状況について

(報告)

令和7年7月22日

第9回統計作成プロセス部会 議事概要

1 日時 令和7年6月26日(木) 10:00~12:00

2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室(W e b併用)

3 出席者

【委員】

津谷典子(部会長)、佐藤香(部会長代理)、會田雅人、椿広計

【臨時委員】

成田礼子

【専門委員】

下野僚子、西美幸、細川努、安井清一

【審議協力者】

内閣府、財務省、農林水産省、国土交通省、埼玉県、東京都

【事務局(総務省)】

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長

統計品質管理推進室：栗原参事官、渡辺補佐

4 議題

- (1) 各府省等の点検・評価の取組状況(令和6年度)について
- (2) 統計作成プロセス診断の実施状況(令和6年度)について
- (3) その他

5 概要

- 議題について、令和6年度の状況を中心に事務局から報告が行われ、これを踏まえて、質疑・意見交換が行われた。
- 審議の結果、以下のような内容が確認された。
 - ・ 各府省における点検・評価の取組は着実に実施されていることが確認できた。これまでの各府省の取組、御尽力に感謝申し上げます。PDCAサイクルを確立し、統計の品質確保・向上に不断に取り組むことが必要であり、各府省自身による点検・評価は、その中核となる重要な取組。プロセス診断が本格実施されていることを踏まえ、その結果の点検・評価への活用がますます期待される所、引き続き、取組の着実な実施・定着を図っていただくよう、改めてお願いしたい。
 - ・ 統計作成プロセス診断を初めて年間を通して実施できたことについて、統計監理官や事務方、各省の御協力・御尽力に感謝申し上げます。本日の部会における意見等も踏まえ、「プロセス診断」がより実効性の高い取組となるよう、不断に見直しを行うとともに、引き続き、診断の計画的かつ円滑な実施、及びこれに向けた相互協力、そして、診断を通じた統計作成プロセスの見直し・改善に取り組んでいただきたい。
 - ・ 当部会としては、今後もこれらの取組状況について定期的に報告を求め、必要な支援等を検討したい。
- 委員等からの主な意見等は以下のとおり。

(1) 各府省等の点検・評価の取組状況（令和6年度）について

- ネガティブな経緯をきっかけに始まった取組であるが、各府省の取組を見ると調査項目を縮減するなど、各府省で判断に迷うことも、この取組を通じて検討できる良い機会を提供できている。非常に前向きな取組にシフトしていったおり良い。労力かけてやっているところと併せて感謝。
 - ピンチをチャンスに変えるべく、粘り強く継続して組み立てられた枠組みの中で得られた成果であると思う。

- 以前はマニュアルが整備されていなかったという事例もあったが、点検・評価によってマニュアル整備の取組がなされた。点検・評価は、各府省の業務改善に寄与した前向きな取組だと思う。

- 改善例がしっかり点検・評価の過程で上がっている印象で、関係者に感謝と敬意を表したい。総合的な品質管理では、取り上げている問題の解決のみならず、問題解決を通して組織としての実力を上げることも重要である。次に同じことが起きても問題が起きない、似たような問題が起きても解決できるという組織としての力が大事になる。現在それができていないということではなく、マニュアル改善のように後回しになりがちな業務についてもしっかりと取り組まれていることを評価する。

各府省の点検・評価結果を組織内だけでなく、省庁間で横展開していけば、各府省で後回しにしていた業務のことも改善できると思う。自分のところで同様の問題が起きた際、こういう観点の点検・評価があるのだと参考になることが出てきたら良い。

 - PDCAサイクルを回す作業は各府省の統計幹事の指揮監督の下で行われているが、プロセス診断を行うことにより、総務省が客観的な立場から各府省の作業を確認するシステムとなっている。一朝一夕という訳にはいかないと思うが、PDCAサイクルを改善しながら不断に続けていくことで大きな成果が期待できるのではないか。PDCAを実施する上での課題のほか、その対応事例についても水平展開することにより、同じような問題が繰り返し起きないようにすることが大事である。

(事務局から、診断内容は統計品質管理官会議等で横展開していることを補足)

(2) 統計作成プロセス診断の実施状況（令和6年度）について

- 助言等はいずれも重要なもの。助言等を有効に活用いただいている。プロセス診断は時間も労力もかかる取組だが、継続して最後までやっていただけたら。今年度、来年度、診断対象となる調査が増えていくが、これにきちんと対応できるのかどうか。診断の効率化についてどのような工夫を考えているか。

→ 効率化の方策として2つ考えている。一点目は、業務にも徐々に慣れてきたことから、共通的な事項や過去の診断で聞いたことと同様であれば、ヒアリングを簡略化することが考えられる。二点目は、統計監理官の日程調整が難しい状況を踏まえ、診断チームを臨機応変に組み替えて対応できる方で診断を行うことが考えられる。いずれについてもまだアイデアベースであり、統計監理官ともよく相談して検討していきたい。

○ システム（e-Survey）の活用、オンライン調査の普及の話であるが、まだオンライン調査を利用しないで、手作業に依存した統計調査業務も多いのではと思う。システム化が遅れている統計業務の状況や助言について教示願いたい。

→ オンライン関係について、遅れている状況よりも好事例が多かった。1点目はオンライン回答率が高いからできるという面もあるが、非オンラインの調査客体を分析して確認するという地道にやっているという事例。2点目も地道な作業だが、「折に触れてオンライン回答を勧める」ことによりオンラインに変えたところもあったと聞いたので、好事例として取り上げた。

助言については、担当者が、セキュリティ、システムの重要性を認識し、自分で勉強して資格を取ったという話があった。人事異動で資格取得者がいなくなることもあるので、継続して人材育成を奨励するよう助言した例があった。

→ オンラインの活用には色々なやり方があると思うが、継続的な実施がオンライン化の更なる改善に繋がると思う。

→ 引き続き、オンライン化の目標含めて、システムが向上されていけば目標達成できると思うので頑張ってもらいたい。

○ 4ページのフロー図がないとの事例について、マニュアルを見ていないので状況は分からないが、ぜひフロー図を追加してほしい。上場企業は内部統制の監査を導入しており、フロー図、業務記述書、RCM（リスクコントロールマトリックス）の3点が必須である。これらがあると業務がとても分かりやすくなるのでぜひ作ってほしい。

→ 診断を受けた府省は改善意向であったので、今後フォローアップする際にはフロー図が作成されていると思われる。

→ マニュアルの必要要素の一つとしてフロー図を組み込むという方向で、対応していただきたい。

○ 自己点検にフィードバックしてくれるのは診断した立場としてありがたい。フロー図について、フロー図があることが大前提で、そこに5W1Hが入ったものが企画から公表までであるのが、あるべき姿。（プロセス診断においては、）

フロー図をプロセス診断の事務局が作成して府省側に提示したこともあることを紹介しておく。

一方で、水平展開について、統計研究研修所が作成する統計作成ガイドブックに良い事例が入っているが、そういった共有が進めば良い。中央統計機構（※総務省統計局、政策統括官（統計制度担当）、統計研究研修所及び独立行政法人統計センター）が水平展開に向けた積極的な役割を果たすと良い。

効率化について、ISO20252の監査であれば1日2日かかる作業である。府省が大変なのは分かるが、各府省で行う点検・評価がきちんとしていけば、第三者が行う診断は、リスクベースに第三者の専門家が支援していくという方向も考えられる。監査と違って診断はコンサル、助言もできるので、困りごとが明らかになっていけば、専門の立場で色んなことができる。プロセス診断は不適切案件が出て、性悪的立場で始まったが、徐々に性善的立場に変わることによって効率的になり、効果的な取組に変わっていくのでは。公的統計は国民の信頼を落としてしまったが、これを解消するものとしてきちんとしているというエビデンスを積み上げていって、現場がプライドを持って仕事できる手助けになればいいと思う。

グッドプラクティスについては、ほかの政策部局でも使ってもらったらいいと思うことが多々あるので、統計部局には頑張ってもらって、こういうことをやり続けた方が、結果として仕事が楽になると考えてやってもらえたら。

- 統計監理官として難しいと思うのは、要求事項を網羅することと、ピンポイントに絞り込むことの両立である。現在は、事前に事務局が資料全体を確認し、ヒアリング事項を絞って診断を実施している。ヒアリングはプロセス順に行うが、回答者側は色んな人が出てくるので分担できる。基本的にはフルで診断を受けるのが前提だが、府省の負担軽減で言えば、網羅性は事務局が事前に行う資料確認で担保するとして、ヒアリングの回答者を分散させる方法が考えられる。ここの質問はこの担当者が回答すると事前に定めておくのはどうか。

一方でピンポイント化については、最初から観点を定めると診断の自由闊達な議論が阻害される懸念がある。診断では府省に悩みがあれば質問するよう伝えており、この質問が大事だと思っている。時間を切ると焦って困りごとが出てきにくいのではと思う。観点を定めながら、プラスの時間を準備して、自由に意見する場は持ち続けた方がいいと思う。

→ 統計幹事は最後まで診断に出席しているのか。

→ 課室長が中心に対応している。

→ TQM診断でもAスケジュールとBスケジュールがあり、Aは全社トップマネジメントを含む診断、Bの方は分業で現場の診断である。統計作成プロセス診断でも例えば、マネジメント以外は実査とその他のプロセスを同時進行でヒア

リングするなど、そういう効率化の方法はあると思う。将来的に、網羅性とトップを拘束する時間とを調整していくのはありかもしれない。

- 以前、ソフトウェアの開発でバグの検出率をモニタリングしている話を聞いた時、過去の検出率と比べて、低ければアクションを取るとというのが、プロセスの中でできる仕組みになっていた。こういうモニタリングできる仕組みがあり、それが診断側でも見られる状態になっていれば、事前の事務局での検討段階で、実査でモニタリングしたデータを出してもらって、以前と比べて回答率の上がり方が同じと確認できればヒアリングしないといったことができると思った。ピンポイントに絞って問題を見ていくことができること自体が、プロセスの質が高いことでもある。むしろ診断を効率化するためにこういった活動をしてもらうことを診断側から提案していくのも手かと思った。今はプロセスを演繹的に見て判断しているが、帰納的に逸脱しているのを見つけに行けると、診断の時間が短くなり、統計の質も上がることに繋がるのでは。

- 調査のほとんどを民間委託しているなど、調査によってバリエーションがある。色んな意見がある中で、統計監理官が現地で忌憚のない雰囲気での診断できる状態を保ちつつ、何ができるか考えていきたい。

- 効率化は避けられないが、効率化が目的化しないよう留意していただきたい。やり過ぎると、効率化して良い評価をもらうことが目的になってしまう。自由闊達な意見交換の場を持つことが大切である。

- 効率化の話は出口戦略に近い。出口戦略を考える中で、コンサルテーションにシフトするなら、診断時に調査の継続性を考慮してほしい。オンライン化など手段の議論が進んでいるが、調査員の高齢化など継続性に赤信号が出ている。直近の調査を正確にやるのも大事だが、5年10年先を見据えて調査のやり方を考えているかが課題の調査が多い。企画やマネジメントを見るときに、継続性の視点で問いかけていくと、診断の意義自体も進化していけるのでは。

- 調査員の問題は統計監理官とも認識共有しているところ。年齢にかかわらず、引き続きやってもらうために能力評価を実施している事例や、調査員教育に力を入れている事例がある。出口のことも考えながら進めていきたい。

- ヒアリングの前に事務局が府省とやり取りをして診断表を作成するが、その過程で、府省側も認識が抜けていたとか、こういう規則があったのかと整備状況を把握できる効果があると思う。

- ヒアリング当日は、統計監理官から一般的にこういう観点があるなど助言するが、府省側からも、こういうことをやっているというのを聞いて好事例につながる。助言と好事例を紹介していくことでPDCAを回すいいスキームだと思う。府省の工夫の内容はAIの活用やDX推進などで変わっていくので、継続して診断、

横展開をしていくのだと思う。診断の効率化は、ヒアリングの司会をしているが時間が足りず、話すスピードを上げてもらったりしているが、ピンポイントに絞ることもある程度必要だと思う。体制がしっかりしている府省もあれば、基幹統計調査であっても2～3人の職員で対応しているという府省もある。対象調査によって診断の方法は変えてもいいのではないかな。

→ ヒアリングの準備自体がラーニングプロセスであり、ヒアリングに参加することが意味を持つ。府省は、ヒアリングは余計なことだと思わないでほしい。効率化のやり方は調査の内容によって異なると思うが、どの部局がどのように対応しているのかも判断材料となるのではないかな。

→ プロセス診断が本格実施して、初めて診断を受ける際は身構えた府省もあったが、現在は府省の理解も深まったと思う。診断のアンケートでは、困っていたことに助言してもらえたという回答もあった。今後も初めて診断を受ける担当者だと身構えるかもしれないが、肩をほぐしながら対応していきたい。本日いただいた意見について、迷いながらやっている部分もあるので、引き続き統計監理官や部会委員の方々のお知恵をいただきながら、進めていきたい。

(以上)

PDCAサイクルによる 公的統計の品質確保・向上のための 点検・評価の取組状況

令和7年6月

総務省 統計品質管理推進室

I 「点検・評価」の取組のイメージ



業務マニュアル等
調査計画、

調査実施・公表

定期的な「点検・評価」

点検・評価を踏まえた見直し

◎ 各府省統計幹事の下で、定期的に、調査計画の履行状況、業務マニュアルの整備・共有・履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等について点検・評価を実施

◎ 点検・評価結果は総務省に提出し、変更承認審査に活用 & e-Stat公表

- ※ 各府省は、点検・評価ガイドラインに基づき、所管統計の数やその特性、調査周期等を考慮して点検・評価実施計画を策定し、計画的に実施
- ※ チェックリストにより簡易に確認し、課題があれば重点的に検証を行う等、業務負担に留意
- ※ 総務省は点検・評価結果を活用して、承認審査を効率化・迅速化するとともに、統計委員会に報告するなどして、各府省の改善を支援

◎ 必要に応じ、業務マニュアルの見直し、調査計画の改定、利活用が低調な調査の中止や調査事項削減等を検討・実施

◎ プロセス診断が実施された場合には、その助言等を活用

- ※ 改善方策を含めて、統計幹事の下で検討することにより、各府省のガバナンス確立にも効果
- ※ 定期的な見直しにより、調査計画等を不断に改善

点検・評価に合わせて、各府省によるPDCAサイクル実施の更なる充実・実効性確保のため、総務省が客観的立場から「統計作成プロセス診断」を実施し、改善のための助言等を行う

(参考 1) 点検・評価の実施時期

- 各府省は、所管する全ての統計調査を対象として、統計調査の数やその特性等も考慮して**実施計画を定め、計画的に点検・評価を実施**
- 3年以上の周期調査は当該周期の都度、また、年次調査及び2年以下の周期調査についても**定期的**（例えば、年次調査は3年ごと、2年以下の周期調査は4年ごと）に、点検・評価を実施することを基本とする
- 点検・評価は、委託事業者の入札の前や総務省・統計委員会の**承認審査・諮問審議**のタイミングを見据えて実施するなど、**実効性のある取組とすることが必要**

【点検・評価の実施時期（イメージ）】



Ⅱ 点検・評価の実施状況（令和6年度）

- 各府省は、点検・評価ガイドラインに基づき、所管統計の数やその特性、調査周期を考慮して点検・評価実施計画を策定し、計画的に実施
- 令和6年度に115調査を実施しており、7年度は110調査の点検・評価を実施予定

府省等名	点検・評価実施数（令和6年度）			点検・評価実施予定（令和7年度）		
		基幹統計調査	一般統計調査		基幹統計調査	一般統計調査
人 事 院	3	－	3	2	－	2
内 閣 府	3	－	3	8	－	8
個人情報保護委員会	0	－	0	0	－	0
消 費 者 庁	0	－	0	1	－	1
こ ども 家 庭 庁	0	－	0	2	－	2
総 務 省	5	5	0	7	3	4
法 務 省	0	－	0	1	－	1
財 務 省	1	1	0	3	1	2
文 部 科 学 省	5	1	4	7	1	6
厚 生 労 働 省	45	3	42	15	2	13
農 林 水 産 省	33	4	29	31	6	25
経 済 産 業 省	5	4	1	3	2	1
国 土 交 通 省	15	2	13	27	3	24
環 境 省	0	－	0	3	－	3
合 計	115	20	95	110	18	92

（注1）各府省等の点検・評価実施計画及び総務省に対する点検・評価結果の提出状況に基づき作成

（注2）複数回点検を行った統計調査や複数府省が共管している統計調査は重複で計上

II 点検・評価の実施状況 (令和2年度からの実績)

府省等名	点検・評価実施対象の統計調査数			点検・評価実施済みの統計調査数 ※1		
	[A]	基幹統計調査	一般統計調査	[B]	基幹統計調査	一般統計調査
人 事 院	4	-	4	4 (100%)	-	4 (100%)
内 閣 府 ※2	21	-	21	20 (95%)	-	20 (95%)
個人情報保護委員会	1	-	1	0 (0%)	-	0 (0%)
消 費 者 庁	1	-	1	0 (0%)	-	0 (0%)
こども家庭庁 ※3	9	-	9	4 (44%)	-	4 (44%)
総 務 省	24	15	9	24 (100%)	15 (100%)	9 (100%)
中止した調査を除く	22	14	8	22 (100%)	14 (100%)	8 (100%)
法 務 省	1	-	1	0 (0%)	-	0 (0%)
財 務 省	8	2	6	5 (63%)	2 (100%)	3 (50%)
中止した調査を除く	6	2	4	5 (83%)	2 (100%)	3 (75%)
文 部 科 学 省	23	4	19	22 (96%)	4 (100%)	18 (95%)
厚 生 労 働 省	89	7	82	87 (98%)	7 (100%)	80 (98%)
中止した調査を除く	86	7	79	84 (98%)	7 (100%)	77 (97%)
農 林 水 産 省	41	7	34	41 (100%)	7 (100%)	34 (100%)
中止した調査を除く	40	7	33	40 (100%)	7 (100%)	33 (100%)
経 済 産 業 省	27	9	18	25 (93%)	9 (100%)	16 (89%)
中止した調査を除く	22	8	14	22 (100%)	8 (100%)	14 (100%)
国 土 交 通 省	66	9	57	59 (89%)	9 (100%)	50 (88%)
中止した調査を除く	63	9	54	59 (94%)	9 (100%)	50 (93%)
環 境 省	7	-	7	6 (86%)	-	6 (86%)
合 計	322	53	269	297 (92%)	53 (100%)	244 (91%)
中止した調査を除く	306	51	255	288 (94%)	51 (100%)	237 (93%)

■ 本表は、令和2～6年度に実施されていた統計調査のうち、試験調査や母集団情報の整備等を目的とする1回限りの一般統計調査及び令和6年度末時点で初回の調査の結果公表が完了していない統計調査は除いて、1調査ごとの点検の有無を整理した。

■ 令和6年度末までに中止された統計調査がある府省等は、中止された統計調査を除いた実績についても整理した。

(注) 令和6年度末時点で移管されている統計調査は移管後の府省等の実績に含めている。また、複数府省が共管している統計調査については、重複計上している。

※1 括弧内の数値は、点検・評価実施率(B÷A×100)である。

※2 移管前の所管府省等である、内閣官房(1調査)が実施した点検・評価実績を含む。

※3 移管前の所管府省等である、内閣府(1調査)及び厚生労働省(3調査)が実施した点検・評価実績を含む。

Ⅲ 点検・評価を通じた課題等の改善例 (1/3)

■ 令和6年度の各府省の点検・評価結果から作成 (実施済み・検討中を問わない)

<マネジメントの改善>

- 1 業務の標準化等を図るための業務マニュアルの整備・改善
 - ① 業務マニュアルの新規整備、既存マニュアルの内容拡充
 - ② 前工程から後工程への情報、ワークフロー図を業務マニュアルに追加
 - ③ 委託事業者の担当者が使用する業務マニュアルを充実・改善
 - ④ 関係者相互の情報共有を図るようマニュアルを整備

<企画の改善>

- 2 統計調査を取り巻く環境の変化に応じた調査項目・集計項目の見直し
 - ① 社会情勢の変化への対応のため、調査項目を見直し
 - ② 利活用状況等を踏まえ、集計項目を見直し
 - ③ 行政データ活用による業務効率化と調査項目の見直し

Ⅲ 点検・評価を通じた課題等の改善例 (2/3)

- 令和6年度の各府省の点検・評価結果から作成 (実施済み・検討中を問わない)

<企画の改善 (続き)>

3 結果精度確保のための標本設計の見直し

- 実査環境や利活用状況を鑑みて標本設計を見直し

4 報告者等の負担軽減や業務の効率化等を図るためのデジタル技術の活用

- ① 報告者負担軽減、誤記防止のため、オンラインによる回答を導入
- ② オンライン回答用のExcel電子調査票をHTML化
- ③ 利活用状況を踏まえ、公表のデジタル化を進め、印刷物での公表を廃止

<公表・提供の改善>

5 品質表示の充実

- 公表予定の適時掲載や抽出方法等の情報提供

Ⅲ 点検・評価を通じた課題等の改善例 (3/3)

■ 令和6年度の各府省の点検・評価結果から作成 (実施済み・検討中を問わない)

<公表・提供の改善 (続き) >

6 公表時期の遅延や集計作業の漏れへの対応

- ① 公表予定時期までに公表できなかったことを踏まえ、再発防止のために業務工程を見直し
- ② 点検・評価において、調査計画上の集計項目の一部の未公表を把握したことを踏まえ、今後、全ての集計項目を公表するよう改善

※ 以上の改善例を含め、点検・評価結果には、「統計作成プロセス診断」による助言等を踏まえた見直し・改善についても盛り込まれている。

※ 各府省が行う点検・評価の結果については、統計法に基づく調査の変更承認申請や、総務省の審査においても活用・確認

(参考 2) 取組の経緯等

公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（令和元年9月統計委員会建議） 第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月変更、閣議決定）

「PDCAサイクルによるガバナンスの確立・品質確保に向けた取組の強化」として、各府省が、調査実施後に、調査計画の履行状況等を事後検証し、その結果を調査計画の見直し等に反映する仕組みのルール化等について記載

PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン（令和2年7月統計行政推進会議申合せ）

点検・評価の実施方法（チェックリストの活用、計画的な実施等）や、統計作成プロセスの透明化等の取組（調査計画や点検・評価結果のe-Statへの掲載等）などを盛り込んで策定【令和2年10月施行】

公的統計の総合的な品質向上に向けて（令和4年8月統計委員会建議）

各府省は、点検・評価を実施する中で、業務マニュアルについて以下の点について確認を行い、その結果を踏まえて業務マニュアルの充実や内容の改定を進めること等について記載（令和4年度後半に点検・評価を実施する基幹統計から順次）

- ア) 各業務プロセスの業務内容に対応した記載内容となっているか
- イ) 業務マニュアルで作成を定めている成果物や業務記録が作成・保存されているか
- ウ) 共有の範囲や方法は適切か

第Ⅳ期公的統計の整備に関する基本的な計画（令和5年3月閣議決定）

事後検証（自己点検）において、業務マニュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの確認・診断が的確に実施されるよう、点検・評価ガイドラインの改定を行うこと等について記載

PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン（令和5年7月統計行政推進会議申合せ）

従前の調査計画の履行状況確認に加え、業務マニュアルの整備状況やこれに基づき作成された成果物の状況などの確認が的確に実施されるよう、点検・評価ガイドラインを改定【令和5年10月施行】



統計作成プロセス診断の実施状況

令和7年6月

総務省 統計品質管理推進室

I 統計作成プロセス診断の概要

診断の趣旨・目的

- 統計作成プロセス診断は、PDCAサイクルの体系的かつ効果的な実行を通じ、統計作成府省による継続的な品質管理の取組の更なる充実・実効性確保が図られ、統計作成プロセスの水準の向上につながるよう、総務省において採用された統計監理官が、専門的かつ客観的立場から、必要とされる確認等を行い、その結果に基づき、統計作成府省に助言等を行う活動
- 統計作成プロセス診断を通じて把握された改善事例などの好事例については、総務省を通じて府省横断的に横展開することにより、統計作成府省による自立的・主体的なPDCAサイクルの取組を一層促進

診断の実施方法等

- **診断の対象**
統計法第2条第5項に規定する統計調査※に係る統計の作成プロセス及びマネジメントの状況
- **実施体制** (※ 第IV期基本計画を踏まえ、当面は基幹統計調査を優先)
i) 品質管理の実務家、ii) 品質管理の研究者等の専門家、iii) 公的統計の実務経験者 のうちから、**総務省が任用する「統計監理官」**により構成される**診断チーム**によって実施。実施に際しては、各府省の統計品質管理官と連携
- **実施時期**
統計作成府省によるPDCAサイクル実施の段階を踏まえ、**効果的と判断される時期に計画的に実施**（統計作成府省が点検・評価(=C)を行い、**結果の決定までの間に実施**することが基本。各府省の点検・評価実施計画を踏まえて診断の実施計画を策定）
- **実施方法**
 - ・ 統計作成府省によるPDCAサイクルの実施過程におけるアウトプットなどの提供資料、ヒアリング、意見交換などによる情報等に基づき、**要求事項への適合状況を客観的に確認**
 - ・ 診断の際、積極的に評価できる、PDCAサイクルを通じた改善例など**各府省に横展開すべき「好事例」**を把握
 - ・ **上記確認に基づき**、統計作成府省による継続的な品質管理の取組の更なる充実・実効性確保が図られ、統計作成プロセスの水準の向上につながるよう、**助言等の内容を取りまとめ**（総務省は、診断チームが取りまとめた助言等を統計作成府省に提供）
 - ・ 統計作成府省の統計幹事の求めに応じ、**総務省の統計作成支援機能への「橋渡し」**を行う

要求事項 = プロセス診断の基準

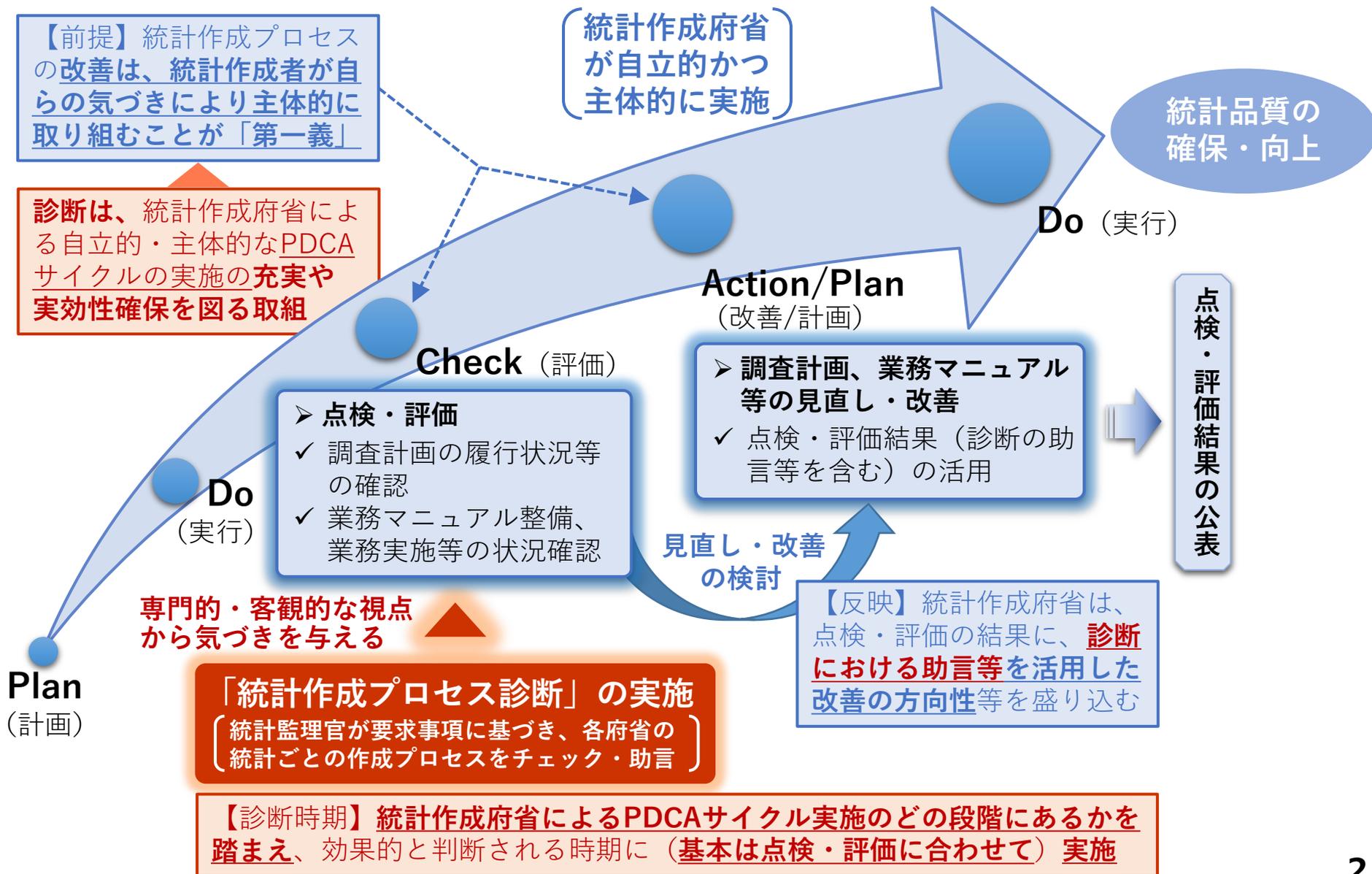
個々の統計作成プロセスにおけるマネジメント、方法、手順等に関し実施することが求められる（必須）、あるいは実施することが望ましい（推奨）事項を定めたもの

実施結果の活用

- 統計作成府省は、**点検・評価結果に、診断における助言等を活用した改善の方向性等を盛り込んだ上で**、点検・評価結果を総務省に提出し、**e-statに掲載、公表**
- 総務省は、必要に応じて、点検評価の結果のe-stat掲載時や調査計画の承認時に、**助言等への対応状況をフォローアップ**。また、診断を通じて得られた改善例などの**好事例を、適宜、府省横断的に横展開**
- 総務省は、統計作成プロセス診断の取組状況について、**定期的に統計委員会（統計作成プロセス部会）に概要を報告**

(参考1) PDCAサイクル実施(各府省)と統計作成プロセス診断(総務省)の関係

個々の統計における **統計作成プロセスの水準の段階的向上** (イメージ)



II 令和6年度の実績

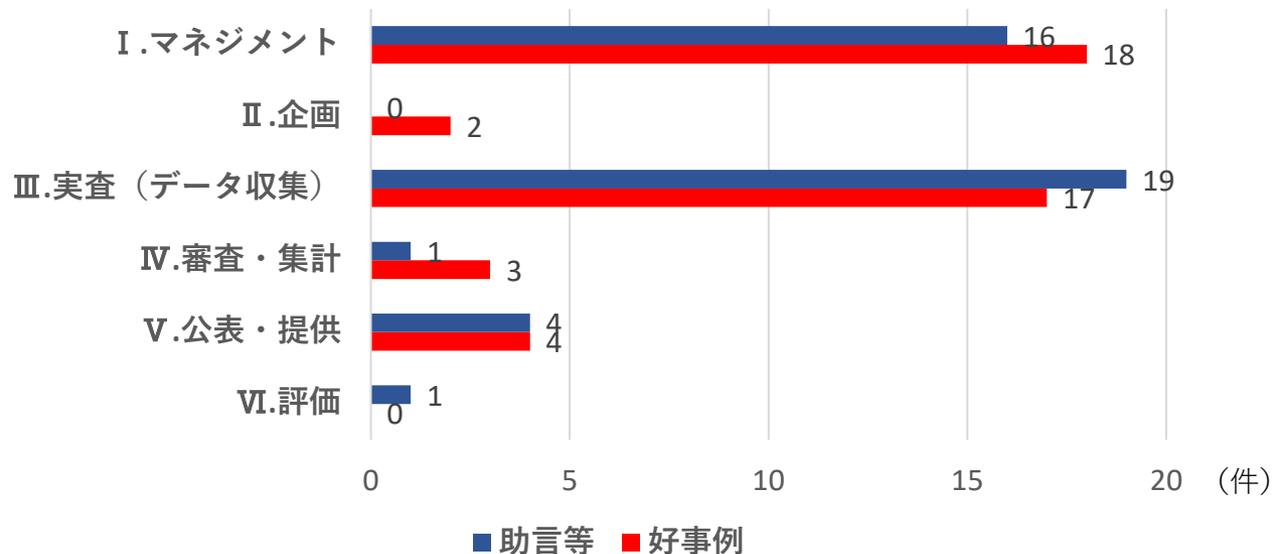
■ 対象調査：9基幹統計調査（7府省）

- － 令和6年度は、初めて通年で診断を実施

■ 助言等・好事例の件数

- － 令和6年度に行った助言等の数は41件、好事例の数は44件、合計85件
(同一の助言等・好事例を複数のプロセスに対して言及している場合は、それぞれに計上)
- － プロセスごとに分類すると、助言等、好事例とも「Ⅰ.マネジメント」、「Ⅲ.実査（データ収集）」が多い

プロセス別助言等・好事例数（令和6年度）



II 令和6年度の実績

■ プロセス診断を踏まえて **助言等** を行った主な事例（1 / 4）

<マネジメントの改善>

① 業務マニュアルの充実等

業務マニュアルは整備されているが、各プロセスの作業手順等の記載に留まっていた事例等について

- 各プロセスのマニュアルは充実しているが、**全体像が分かるような業務フロー図を作成しマニュアルに追加**することを検討してはどうか。
- **標本設計の背景・考え方について**、有識者会議等における議論・検討等を経て整理された内容とともに記載されていると、将来的なマニュアル変更等の際に確認・検証（当該整理内容と整合性がとれたものとなっているかどうか等）に役立つと考えられることから、**記載**してはどうか。
- **集計システムのプログラムの内容がブラックボックス化しないよう**、開発及び更新時に業務委託した際の**要件定義書等を業務マニュアルに位置付け**、それを把握・管理してはどうか。
- 管理職等がマネジメントを行うにあたって調査を理解・把握することが必須である。**人事異動等の際に新任の管理職等にもわかりやすいような業務フローの概略図等を整備**し、管理職等がマネジメントをしやすくしてはどうか。
- **関係者の理解増進の観点から**、調査現場に近い組織等に**業務フロー図を周知**してはどうか。

Ⅱ 令和6年度の実績

■ プロセス診断を踏まえて **助言等** を行った主な事例（2 / 4）

<マネジメントの改善（続き）>

② 地方出先機関等におけるノウハウの共有等

地方出先機関等が、調査対象の選定や調査票の配布、収集、督促、疑義照会等を担っている事例等について

- 回答率を高めるための各地方出先機関等の効果的な取組について把握・分析し、他の地方出先機関へも横展開が可能なものについては、横展開を検討してはどうか。
- 都道府県間で調査対象の選定に差がでてしまうと、結果にも影響する可能性がある。できるだけ多くの場（例：連絡会議など）において都道府県ごとの情報を共有し、大きな差異が生じないように検討することを今後の課題としてはどうか。

③ コミュニケーションの円滑化

組織内において、普段から一体感の醸成を意図したコミュニケーションをとり相談しやすい雰囲気づくりに取り組んでいる事例について

- コミュニケーションの円滑化は、全員の積極的参加及び相互の支援を促し、品質優先で風通しの良い組織風土の形成に資する。普段から取り組んでいるコミュニケーションを通じた相談しやすい雰囲気づくりに加え、このような取組を例えば「ミッション」として明文化・共有することで、考えを継承し、継続的に取り組むことが可能ではないか。

■ プロセス診断を踏まえて **助言等** を行った主な事例（3 / 4）

<審査・集計の改善>

④ 調査票の審査

調査票審査のプロセスにおいて、少しでも欠測値があった場合に、有効回答から除いている事例について

- 一部の情報が欠けていることで、調査票全体で有効回答にならないことが生じている現状は、調査で集めた情報をロスしていることになる。
「一部が欠けている情報でも、使えるような情報は使う」といった手法について、中長期的な視野で検討を進めてはどうか。

<公表・提供の改善>

⑤ 調査結果の公表

参考情報の公表を推奨する事例について

- 統計作成プロセスの観点※から、調査対象数だけでなく、有効回答数及び標本誤差についても内部で適切に把握・管理するとともに、透明性の観点から、これらの情報をホームページ等で公表することが望ましいと考える。なお、公表することについては、中長期的な視野で検討を進めてはどうか。

※PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン（令和5年7月28日統計行政推進会議申合せ）における要求事項より抜粋
「統計作成府省は、標本抽出や復元推計の方法、目標精度・回収率等（母集団及び標本の規模に関する情報を含む。）の参考情報のe-Statへの一元的な掲載に対応しなければならない。」

担当者向けの照会対応マニュアルが作成されているが、統計利用者がより利用しやすい公表を推奨する事例について

- 照会対応の手順やポイントを記載している内部向けマニュアルを統計利用者側に向けてのFAQ等として整理し、あらかじめ公表することで、統計利用者の利便性向上や照会対応の負担を軽減してはどうか。

Ⅱ 令和6年度の実績

■ プロセス診断を踏まえて **助言等** を行った主な事例（4 / 4）

<全体的な取組等>

⑥ その他の改善取組

- 「実査」から「公表・提供」までの手順を統計作成ガイドブックに基づき体系的に整理した業務マニュアルについて、「企画」、「評価」、「マネジメント」等についても一体に整理することで、当該統計調査に係る業務全体をより把握しやすいマニュアルにすることを検討してはどうか。これにより、評価及び次回調査への企画（Check→Act→Plan）も含めた、より一層の品質管理活動を推進することが可能となるのではないかと。
- 委託業者と職員とのやりとりに用いる連絡表は、多岐にわたる内容を検索できるよう整理・分類すること等を検討しているが、情報を構造化することで、委託業者とのやりとりをよりスムーズにすることや、事例の整理を通じてシステムや業務の改善の参考にすること等、連絡表（既存の情報）の価値を引き出し、有効活用することにつながる。引き続き積極的に取り組んでいただきたい。

Ⅱ 令和6年度の実績

■ プロセス診断を通じて把握した **好事例** の主な事例（1 / 4）

<マネジメントの改善>

① 業務マニュアルの充実等

- 実査から公表・提供までを統括するマニュアルと、業務を遂行する上での背景事情・考え方を伝える研修教本とが揃っており、背景事情・考え方については変更箇所も含めて対面での説明・伝達によって担当者レベルまでしっかりと共有する仕組みを設けている。
- 調査実施後に調査の総括として、調査の企画から実施状況を踏まえた課題抽出に至るまでの業務全体を体系的・網羅的に把握できる資料をまとめており、更に次回調査に向けての検討課題は、次回調査の企画の際に検討・対応が行われている。
- システムの民間委託に当たり、情報処理及びセキュリティ関係の知識を持っている人材を確保・育成し、このような人材が仕様書内容の検討を行うことは、意図することを的確に反映させたり、不足に気づく等細部にわたって行き届いた仕様とすることに資する。

② 本省と地方出先機関等の相互連携

- 本省と地方出先機関等が相互にアクセスできる共有フォルダを設けるとともに、調査対象者ごとの状況がリアルタイムで把握できる電子版名簿を用いて進捗管理をしている。
- 「現場重視」の考え方が担当部内に浸透しており、実施系統の声を的確に反映し、本省と実施系統が密にコミュニケーションを行うなど安心して実施系統が意見を言える環境作りを目指している。
- 実施系統が直面した課題は、統計幹事通知を定め、所定様式で本省へ報告させ、改善の種として活かしている。本省で把握した課題は、調査計画見直し時に統計幹事まで、共有している。課題は、本省と実施系統との間で共有し、組織的に解決することとしている。
- 調査員端末を利用した調査が実施されているところ、次期システムの調査員端末については、調査員の意見を最大限活かせるよう、開発者に対し、ユーザーの要求を明確に伝えるなど、進捗管理や技術的助言を行う業者を有効に活用している。調査員と都道府県、本省との良好なコミュニケーションの確保や、調査員の活動実態が把握できるように設計・開発が進められている。

Ⅱ 令和6年度の実績

■ プロセス診断を通じて把握した **好事例** の主な事例（2 / 4）

<マネジメントの改善（続き）>

③ システムの活用による業務効率化の取組

- 一連の業務プロセスについて、システムを活用して進捗管理を実施し、全ての関係者が共有する仕組みになっている。また、進捗管理にとどまらず、実査スケジュールの見直し等にも活用している。
- タブレットを活用したシステムの導入により、従来、対面または電話等で行っていた研修や疑義照会がオンラインで実施可能となり、調査員の活動に必要な事務手続もシステムで行えるようになっている。これらにより、実施系統担当者の業務効率化が図られている。
- 都道府県との情報共有について、通常のメール等に加え、システム内の掲示板機能を活用している。この掲示板機能は、全都道府県を対象とした一斉掲載に加えて、都道府県ごとの掲載や、都道府県からの書き込みもできるなど、双方向の情報共有が可能なツールを整備している。
- オンライン調査システム（政府統計共同利用システム）とAPI連携を行い、回答データを表示するシステムを用いて都道府県がリアルタイムで回答状況を確認し調査員に共有することにより、報告者への訪問回数が減少し、調査票の収集事務を効率的に実施している。

Ⅱ 令和6年度の実績

■ プロセス診断を通じて把握した **好事例** の主な事例（3 / 4）

<実査の改善>

④ 調査票の改善等

- 調査票の記入要領等が、報告者にとって可能な限り見やすく分かりやすいものとなるよう、民間広報の専門家にアドバイスを求める取組を行っている。
- 電子調査票の導入当初、客体の誤操作（未回答のまま送信）による白紙回答が多かったことの反省を生かして、エラーチェック機能を入れるなど、より良いものとしていくために、段階的にシステムの改善等を確実に進めていることは、アジャイル型行政の好例である。
- 電子調査票は、オンライン調査システムの機能を最大限生かしながら、入力者の記入誤りを防ぐため、桁間違いをしないよう吹き出しを横に出すなどの工夫をしている。
- オンライン調査票の論理チェックについて調査現場から修正意見を吸い上げ、マクロ等のシステムチェックを絶えず改善している。

⑤ オンライン調査の促進

- 非オンライン調査客体について分析し、状況を把握しており、オンライン回答率を100%にすることを目指している。
- 委託業者から報告者への疑義照会時や報告者からの問合せ時等、折に触れてオンライン回答を勧めることは、既存の接触機会を生かし、オンライン回答を自然に促進できるものと考えられる。

⑥ 調査員の教育等

- 「調査員事務打合せ会」や「調査員合同指導会」の開催を通じて、調査員教育が確実に行われている。調査員相互の意見交換の場を設け、相互研鑽による調査員の能力向上を図ったり、調査員から受けた意見を調査の企画等に反映させている。
- 調査員の業務内容をマニュアル類で定めるとともに、採用後も定期的に能力を評価する仕組みを整備している。

II 令和6年度の実績

■ プロセス診断を通じて把握した **好事例** の主な事例（4 / 4）

<審査・集計の改善>

⑦ 調査票データの保存

- 調査票データだけでなく、**データ訂正の経緯・理由の詳細等を共に保管**しており、この取組はトレーサビリティの観点から、後々の検証や問題発生時の対応に役立てることができる。

<公表・提供の改善>

⑧ 調査結果の公表

- 利用者からの問い合わせに関して、統計表の掲載場所や照会の多い用語の定義などについて正確かつ迅速に回答するため、**照会対応マニュアルを作成**しており、**組織的にノウハウを共有、引継いでいる**。
- 公表マニュアルに対応する詳細な作業チェックリストが存在し、工程管理が確実に行われている。

<全体的な取組等>

⑨ その他の改善取組

- 調査票データや集計データの審査は本省及び実施系統において「チェックリスト」に基づき実施するとともに、**身近な事例を業務改善に結びつける**ことを目的として実施系統においてもチェックリストへの項目追加が可能になっている。これはPDCAサイクルを自主的・主体的に実施している。
- 令和5年度に実施した統計作成プロセス診断における助言を省内で他調査にも展開・反映している。

Ⅲ 今後の予定

■ 令和7年度以降の予定

- 第Ⅳ期統計基本計画の別表（今後5年間に講ずる具体的施策）において、「統計作成プロセス診断」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行うこととされている。
- 令和7年度は、11基幹統計調査（7府省）の診断を実施予定
- 令和9年度までに、全50基幹統計調査の診断を終えることを目指して実施

（参考）統計作成プロセス診断実施・予定数

年度	実績（予定）
令和5年度	4
令和6年度	9
令和7年度	(11)
令和8年度・9年度	(26)
計	13 (50)

公的統計の総合的品質管理を目指した取組について (令和元年9月 統計委員会建議)

総合的対策 (令和元年12月 統計改革推進会議 統計行政新生部会)

第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画 (令和2年6月 変更、閣議決定)

統計の作成府省は、統計委員会が取りまとめる**要求事項**及び**方針**に基づき総務省から派遣された統計監理官等が行う第三者監査に対応するとともに、その結果を活用して、**統計作成プロセスの水準を段階的に向上**させる。

令和2年11月～ **要求事項等の検討開始** (統計作成プロセス部会の下に**要求事項等検討タスクフォース**を設置し検討)

タスクフォース運営に当たっての基本方針 (令和3年1月14日)

「第三者監査」は、公的統計に関する作成プロセスの現状を評価し、品質について信頼を与える活動であり、第三者が、誤り等を指摘して修正させる、といった(ネガティブ)イメージではなく、現状を客観的にチェックした上で、より良い改善の在り方を共に検討する(ポジティブな)取組であり、「**統計作成プロセス診断**」とも位置付けられる。また、**統計作成プロセスの改善は、統計作成者が自らの気づきにより主体的に取り組むことが「第一義」**であり、統計監理官の活動は、これを客観的立場から助言、支援、促進するものである。

※ 令和3年10月～診断の試行実施 (5調査)

公的統計の総合的な品質向上に向けて (令和4年8月 統計委員会建議)

建設工事統計及び建築着工統計に係る「統計作成プロセス診断」を令和4年度に先行実施。

業務マニュアルの整備状況等の診断が的確に実施されるよう「**要求事項**」を改定。「統計作成プロセス診断」を**全ての基幹統計調査を対象に計画的に実施**。その際、各統計調査の実情に応じて診断事項の重点化を行うなど、効果的かつ効率的な実施を図る。⇒ **第Ⅳ期公的統計の整備に関する基本的な計画 (令和5年3月 閣議決定)**

※ 令和4年11月～診断の先行実施 (3調査)

統計作成プロセス診断の方針 (フレームワーク) (令和5年7月 総務省政策統括官 (統計制度担当) 決定)

統計作成プロセス診断の「要求事項」「方針」について、**部会審議を経て、委員会了承 (令和5年6月)** 後、総務省において決定

統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク） [抄]

5 統計作成プロセス診断の実施方法等

(令和5年7月28日総務省政策統括官（統計制度担当）決定）

(実施時期)

統計作成プロセス診断は、個々の統計について、統計作成府省によるPDCAサイクル実施のどの段階にあるかを踏まえ、効果的と判断される時期に計画的に実施する。

具体的には、統計作成府省が点検・評価(=C)を行い、当該点検・評価結果の決定に当たって統計幹事の上承を得るまでの間に実施することを基本に、統計作成府省における点検・評価実施計画を踏まえ、総務省が診断の実施計画を策定・更新する。

PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン [抄]

5. 各府省による点検・評価の実施方法等

(令和5年7月28日統計行政推進会議改定申合せ)

(7) 点検・評価の計画的な実施

- 点検・評価は、統計調査の企画から公表に至るまでの一連の過程を対象とするものであることから、調査結果の確報公表後に実施することを原則とする。(略)
- 調査計画の変更承認申請を予定している場合には、その変更を行う前に点検・評価を実施することを原則とする。(略)

公的統計の整備に関する基本的な計画 [抄]

(令和5年3月28日閣議決定。計画期間：令和5～9年度)

別表 今後5年間に講ずる具体的施策 (抄)

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 PDCAサイクルの確立による統計の信頼性の確保 (1) PDCAサイクルの定着	67	○ 改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）が各府省において実施される際に、これと併せて、「 <u>統計作成プロセス診断</u> 」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行う。その際には、令和4年度（2022年度）に実施した「点検・確認」の結果も踏まえ、 <u>各統計調査の実情に応じて診断事項の重点化を行うなど、効果的かつ効率的な実施を図る。</u>	総務省	<u>令和5年度（2023年度）から実施</u> する。